

# 事件・事故にあわれた方へ

## 交通関係



福井県警察

## はじめに ～交通事件・事故にあわれた方へ～

交通事件・事故に巻き込まれることは、大変つらく悲しいことです。

事件・事故があったことが本当であるのか信じられなくなったり、どうしたらよいのかわからなくなったりするなどの心の問題もあるでしょう。また、現実的な経済的問題が起こることもあるでしょう。

事件・事故にあわれた方は、このような深刻な問題に直面せざるを得ません。しかし、こうした問題に、たった1人で立ち向かうことはありません。

このパンフレットは、事件・事故にあわれた方が利用できる制度などについてお知らせし、つらい思いをされている事件・事故にあわれた方の手助けを行おうとするものです。



---

\* 交通事件・事故にあわれた方やその家族・遺族の方をこのパンフレットでは、「事件・事故にあわれた方」と記載します。

# 目

# 次

I	交通事件・事故によって起こってくること	1
II	刑事手続のあらましと事件・事故にあわれた方へのお願い	2
1	刑事手続のあらまし	2
(1)	「捜査」について	3
(2)	「起訴」について	5
(3)	「公判」について	6
2	少年犯罪によって被害にあわれた方	7
	少年事件手続の流れ	7
3	事件・事故にあわれた方へのお願い	8
(1)	「事情聴取」についてのお願い	8
(2)	「証拠品の提出」についてのお願い	9
(3)	「実況見分（検証）の立会い」についてのお願い	9
(4)	「裁判での証言」についてのお願い	10
III	警察の行っている被害者支援	11
1	被害者連絡制度について	11
2	カウンセリング制度について	12
IV	他の援助、救済制度について	13
1	検察庁の被害者支援	13
(1)	被害者支援員制度	13
(2)	被害者等通知制度	13
2	検察審査会への審査申立て	14
3	裁判で利用できる制度	14
4	福祉、所得税法上の取扱いについて	17
(1)	福祉制度	17
(2)	所得税法上の取扱いについて	17
(3)	奨学金等の援助について	18
5	公営住宅への優先入居制度	20
6	個別労働紛争解決制度	20
V	民事上の損害賠償請求制度について	21
VI	損害賠償請求と保険制度について	22
1	自賠責保険	22
2	任意保険	23
3	自動車損害賠償保障事業について	23
VII	相談窓口のいろいろ	24
1	警察の相談窓口	24
2	警察以外の相談窓口	25
VIII	付録	30

I  
交通事件  
事故によって  
起こってくる  
ことについて

II  
刑事手続のあらましと  
事件・事故にあわれた  
方へのお願い

III  
警察の行っている  
被害者支援

IV  
他の援助、  
救済制度について

V  
民事上の損害賠償  
請求制度について

VI  
損害賠償請求と  
保険制度について

VII  
相談窓口の  
いろいろ

VIII  
付録

# I 交通事故・事故によって起こってくること

交通事故・事故にあわれた後は、一種のショック状態が続き、身体にも心にも変調をきたすことが多いのですが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることなのです。

## 心理的反応

- 恐怖感 ●自責感 ●不安感 ●無気力・絶望感
- 孤独感・疎外感 ●怒り・復讐心

## 身体的反応

- 緊張・動悸・下痢・吐き気
- 不眠・悪夢 ●食欲不振

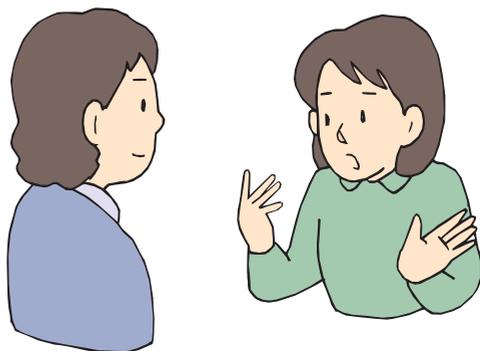
## 感覚的反応

- 感覚・感情がマヒする ●現実だという感覚がない
- 自分が自分でないと感じる ●記憶力、判断力の低下

こういうときには、その悩みや悲しみを話すことが大きな助けになります。

1人で抱え込まずに、自分の周りの信頼できる人に話して、あなたの気持ちをわかってもらいましょう。

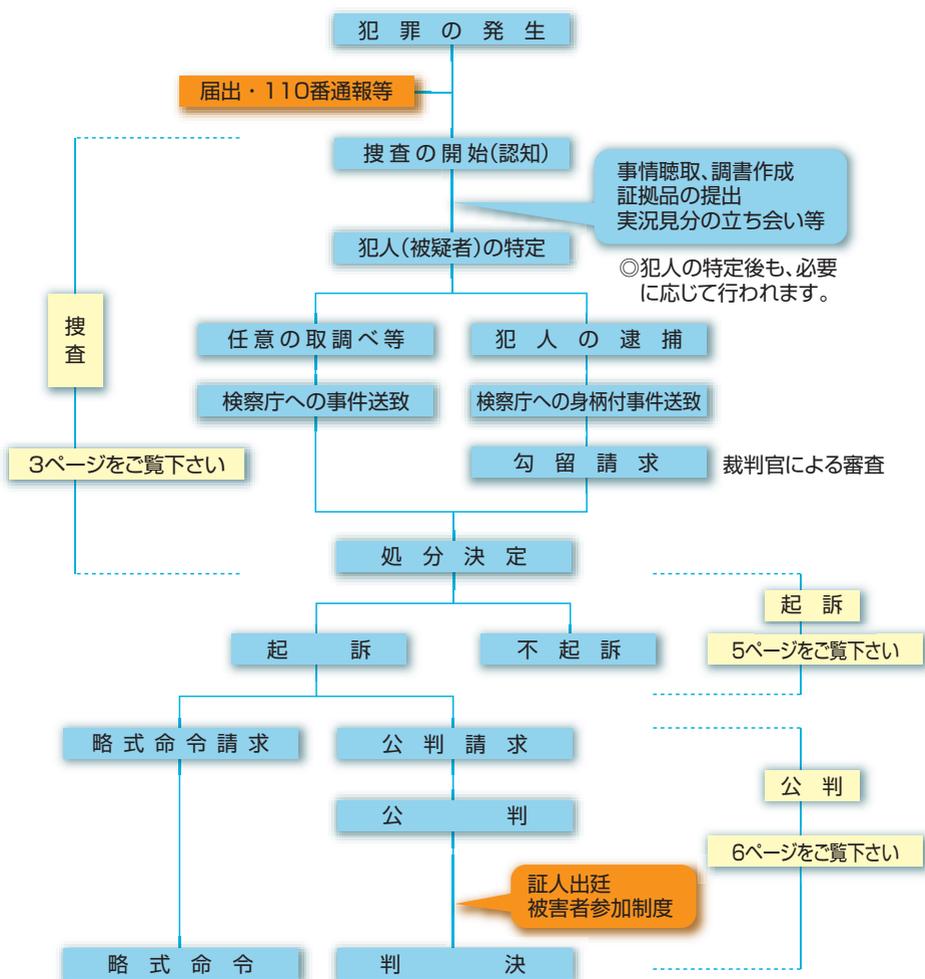
カウンセリングなどの専門の相談機関で話を聞いてもらうのもいいでしょう。



# II 刑事手続のあらましと事件・事故にあわれた方へのお願い

## 1 刑事手続のあらまし

犯人を明らかにし、犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、大きく分けて「捜査」、「起訴」、「公判」の3つの段階があります。

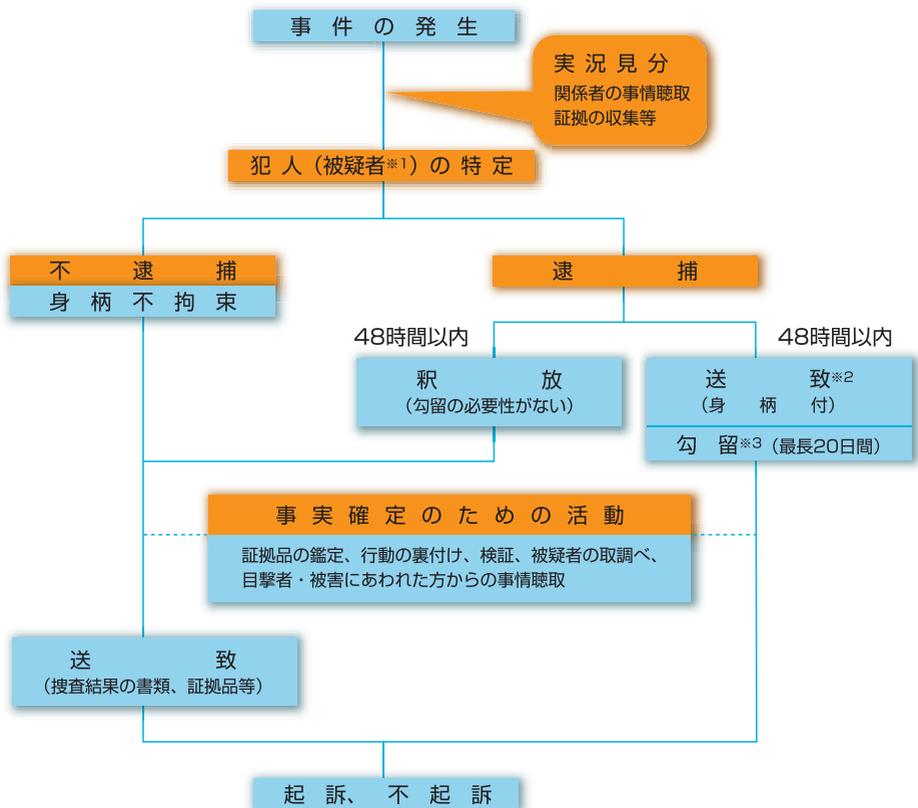


※ 成人事件の場合  
(少年事件の場合は異なります。)

II 刑事手続のあらましと事件・事故にあわれた方へのお願い

## (1) 「捜査」について

犯人を発見、確保し、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を「捜査」といいます。



※1 被疑者

※2 送致

※3 勾留

については、4ページをご覧ください。

### 被疑者

犯罪の嫌疑を受けて捜査の対象となっているが、いまだ公訴の提起を受けていない者をいいます。

### 送致

警察は必要な場合には被疑者を逮捕し、逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察官に送ることをいいます。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送ることとなります。

### 勾留

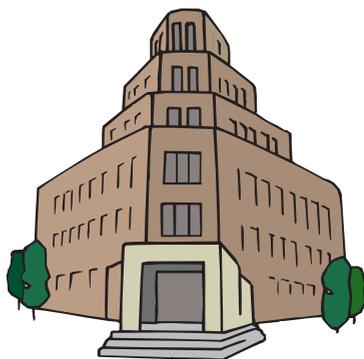
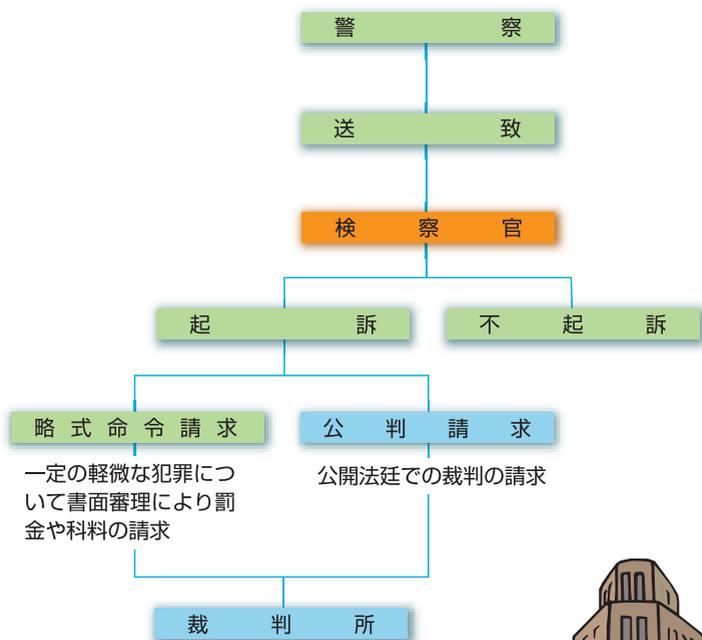
検察官が、裁判官に対して身柄拘束（勾留）の請求を行い、裁判官が認めると、被疑者は原則10日間勾留されることになり、さらに10日以内の日数勾留が延長されることがあります。

被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。



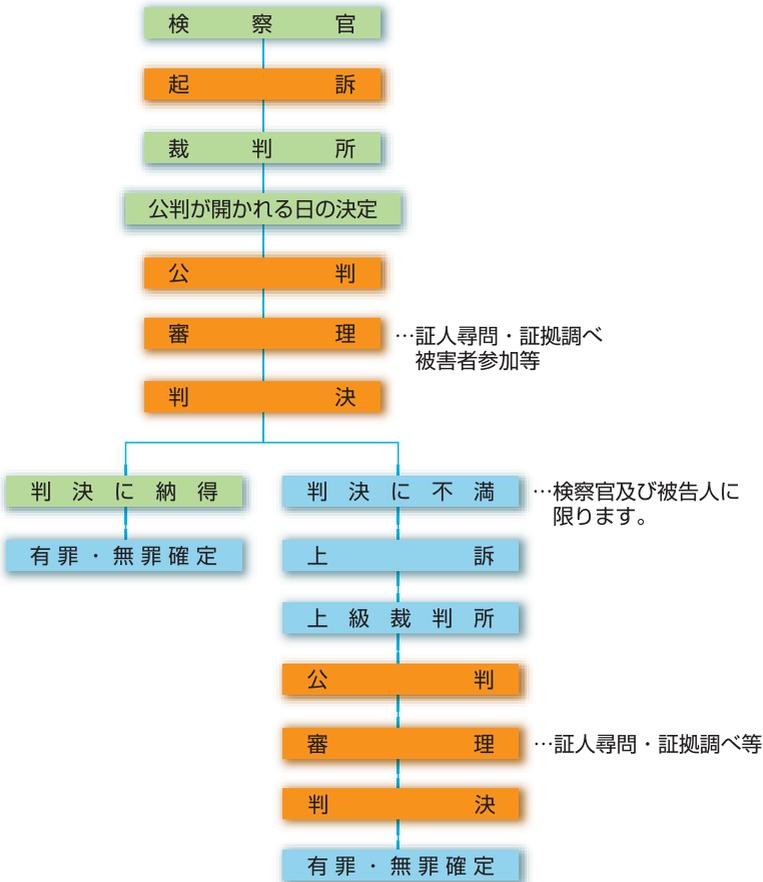
## (2) 「起訴」について

送致を受けた検察官は、勾留期間内に警察から送致された書類や証拠を詳しく調べ、検察官自身で被疑者の取調べ、被害にあわれた方、目撃者から事情を聴く等の必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を起訴、かけない場合を不起訴といいます。



### (3) 「公判」について .....

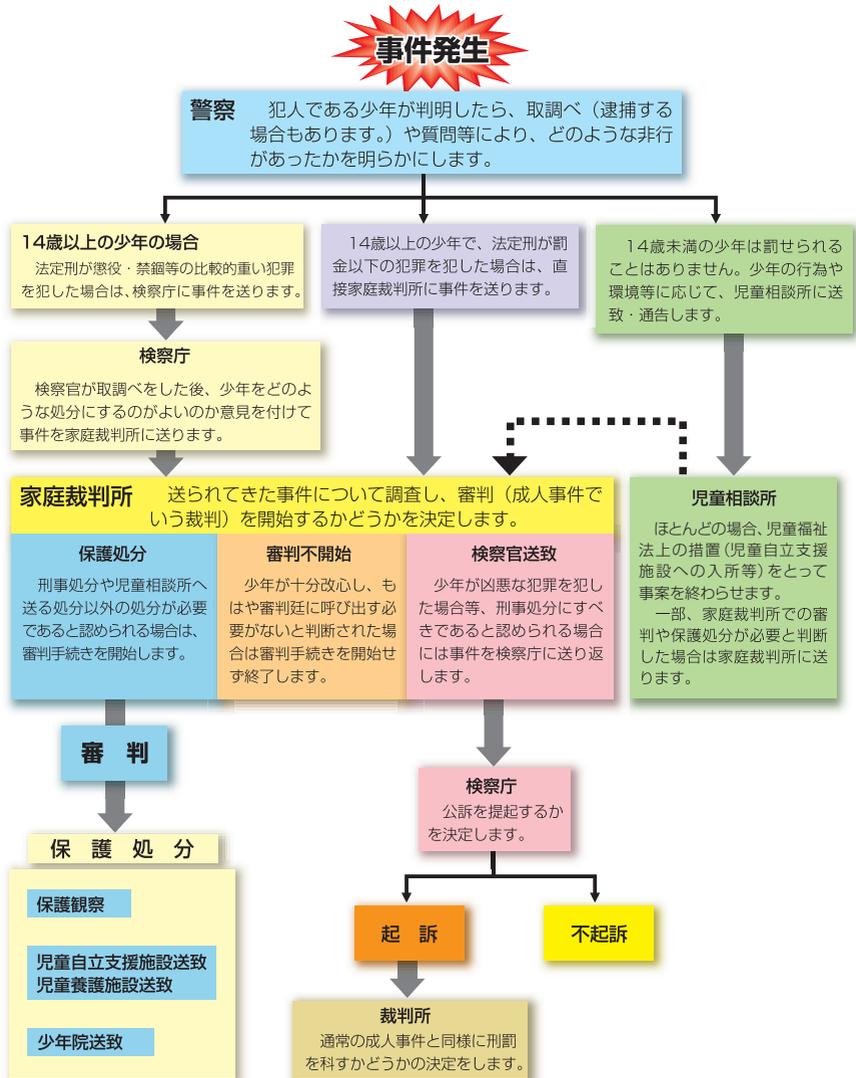
被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます（起訴された被疑者を「被告人」といいます）。



- ※ 公判の傍聴を希望されるときは、事件を担当する裁判所にお問い合わせください。
- ※ 裁判所は、傍聴の申出があるときは、事件・事故にあわれた方が公判を傍聴できるよう配慮します。
- ※ 殺人、傷害、強制わいせつ、強制性交等、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件の被害にあわれた方等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加することができます。

## 2 少年犯罪によって被害にあわれた方

### 少年事件手続の流れ



### 3 事件・事故にあわれた方へのお願い

事件・事故にあわれた方には、刑事手続上、様々なお願いをすることになりますが、そのことでご負担をおかけすることもあります。

当事者を特定し、厳しく処罰する上で非常に重要なことばかりですので、是非ともご協力をお願いします。

具体的には次のようなことがあります。

#### (1) 「事情聴取」についてのお願い

担当の捜査員が、事故の状況や当事者の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、当事者の特定や事件・事故の状況を明らかにするため、必要があつてお尋ねするものです。

※ 警察に事情を話したことで相手側から危害を加えられるのではという不安をもたれるかもしれませんが、警察はそういうことのないよう安全対策に万全を期しています。

※ 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも同じようなことを聞かれることもあります。どうして同じことを繰り返して聴かれるのだらうと思われるかもしれませんが、これは検察官が相手方を起訴するか、不起訴にするかの判断をするために重要なものですからご理解ください。



## (2) 「証拠品の提出」 についてのお願い

犯人や犯罪事実を明らかにするため、事件・事故にあわれた方が被害時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります。これは、犯罪を立証するため必要となりますので、ご協力をお願いします。

○ 提出していただいた証拠品の取扱いは、次のようになります。

か 還 ん ぶ 付	捜査上も公判上も保管する必要がなくなれば、公判が終わらない段階でもお返しします。
か り か ん ぶ 付 還	提出していただいた証拠品をまだ保管する必要があっても、所有者の方が返してもらいたい場合は、請求していただければ、仮にお返しすることができるときもあります。
し ょ う け ん ほ う き 所 有 権 放 棄	所有者の方が返してもらわないと思われる物は、所有権放棄の手続きをしていただければ、保管する必要がなくなった後に、処分いたします。

※ 証拠品の取扱いについては、警察で行う場合と、検察庁で行う場合があります。

## (3) 「実況見分（検証）の立会い」 についてのお願い

事件・事故にあわれた方には、警察官が犯罪の現場や被害の状況について確認する際に、立会いをしていただくことがあります（現場等の状況を確認することを「実況見分」といい、特に裁判所の令状に基づいて行う確認を「検証」といいます。）。

写真撮影や計測等を行うため、ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に欠くことができない場合に行うものですので、ご協力をお願いします。



#### (4) 「裁判での証言」についてのお願い……………

事件・事故にあわれた方には、犯罪の立証のため、公判で証言していただくことがあります（これを「証人尋問」と言います。）。

証人尋問の際は、証人の不安や緊張を緩和するための措置として、

○ **証人への付添い**

証人の家族や心理カウンセラーなどが、証人のそばに付き添うことができます。

○ **被告人や傍聴人との間の遮へい措置**

証人と被告人や傍聴人との間につい立などを置き、相手の視線を気にしないで証言できるようにします。

○ **ビデオリンク方式**

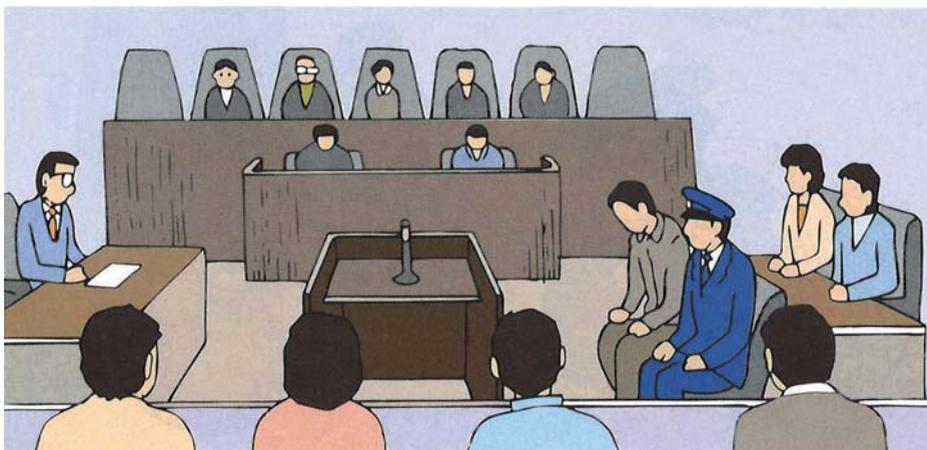
大きな精神的な負担を受けるような場合、負担を軽くするため、証人に別室で在席していただき、法廷と別室とをケーブルで結び、モニターを通じて尋問を行う方法です。

が認められるときがあります。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、30 ページをご覧ください。

II  
刑事手続のあらましと  
事件・事故にあわれた  
方へのお願い



# Ⅲ 警察の行っている被害者支援

## 1 被害者連絡制度について

警察では、交通死亡事故、ひき逃げ、危険運転致死傷罪等の事件・事故にあわれた方に対して、次の事項について連絡する被害者連絡制度を運用しています。

### (1) 刑事手続及び被害者のための制度

事件・事故にあわれた方から事情聴取を行った捜査員が、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡します。

### (2) 捜査状況

被疑者の検挙に至っていないときには、捜査に支障のない範囲内で、捜査状況について連絡します。

### (3) 被疑者の検挙状況

被疑者を検挙したときには、捜査に支障のない範囲内で、被疑者を検挙したこと、被疑者の人定（被疑者の氏名、年齢など）等について連絡します。

### (4) 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡します。

※ 「事件・事故のことを思い出したくないので知らせて欲しくない。」という方は、そのことを捜査員にお知らせください。

※ 被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。



## 2 カウンセリング制度について

被害にあわれた方の中には、強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方もいます。

警察では、被害にあわれた方の精神的被害回復を支援するために、カウンセリングの専門員を配置し、精神科医や民間のカウンセラーと連携するなど、被害にあわれた方のためのカウンセリング体制を整備しております。

詳しくは、最寄りの警察署又は警察本部にお問い合わせください。

- ※ 日常生活に支障を感じた時は、医療機関もしくは福井県精神保健福祉センター、県の各健康福祉センターへご相談ください。
- ※ 犯罪の被害により児童生徒が心のケアを必要としているときには、学校でも相談できます。



# Ⅳ 他の援助、救済制度について

犯罪の被害にあわれた方に対する援助、救済は、警察が行っているものだけでなく、他の官庁・団体が担当しているものもあります。

主なものについては、次のとおりですので参考にしてください。

なお、詳しいことについては、直接、担当の官庁等にお問い合わせください。

## 1 検察庁の被害者支援

### (1) 被害者支援員制度

事件・事故にあわれた方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、事件・事故にあわれた方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、事件・事故にあわれた方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

### (2) 被害者等通知制度

検察庁では、事件・事故にあわれた方等に対し、その方々の希望に応じ、できる限り事件の処分結果、刑事裁判の結果等について通知する制度があります。

通知を受けることができる事項は、

- ア 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- イ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- ウ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- エ 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等アからウに準ずる事項
- オ 刑の執行終了予定時期（刑の執行終了の予定年月日）
- カ 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（収容されている刑事施設の名称・所在地・懲役刑の作業名・改善指導事項等）
- キ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑事施設の名称・所在地、懲役刑の作業名・改善指導事項等）
- ク 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等）

ケ 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日）  
等です。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、30 ページをご覧ください。

## 2 検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴をしますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をするときがあります。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。

検察審査会は、事件・事故にあわれた方から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。また、事件・事故にあわれた方からの申立てがなくても、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始めることもあります。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。  
詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先は、30 ページをご覧ください。

## 3 裁判で利用できる制度

検察官が事件を裁判所に公判請求（起訴）した後は、裁判所で公判が行われます。  
検察官は、公判で犯罪を証明する証拠を提出し、証人尋問を行ったりして適正な刑罰の適用を求めます。

### ○ 証人尋問

犯罪を証明するため、事件・事故にあわれた方には、被害にあった状況や被告人に対する気持ちを裁判所で証言していただくことがあります。

裁判所で証言していただく場合、証人の精神的な負担を軽くするための措置として

- ① 証人への付添い……証人の家族や心理カウンセラーなどが、証人のそばに付き添うことができます。
- ② 証人の遮へい……証人と被告人や傍聴人との間につい立などを置き、相手の視線を気にしないで証言できるようにします。
- ③ ビデオリンク方式…大きな精神的な負担を受けるような場合、負担を軽くするため、証人に別室で在席していただき、法廷と別室とをケーブルで結び、モニターを通じて尋問を行う方法です。

#### ○ 傍聴

事件・事故にあわれた方やご遺族等の方々は、優先的に裁判を傍聴できるよう配慮されることとなっています。

#### ○ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付

検察庁で、冒頭陳述実施後に、その内容を記載した書面を受け取ることができます。同書面の交付を希望される方は、担当の検察官・検察事務官・検察庁被害者支援員にご相談ください。

#### ○ 公判記録の閲覧・コピー

公判中の記録を被害にあわれた方やご遺族等の方々が見る・コピーできる制度があります。

第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧・コピーができます。ご希望がある場合は、裁判所に申し出てください。また、いわゆる同種余罪の被害にあわれた方やそのご遺族等の方々についても、損害賠償請求の必要があつて、相当と認められるときは、公判中の記録を閲覧・コピーすることが認められています。

#### ○ 被害にあわれた方の意見陳述制度

被害にあわれた方やご遺族等の方々、被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べてもらう制度です。

意見陳述の希望がある場合には、あらかじめ担当する検察官に申し出てください。

#### ○ 被害者参加制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制性交等、強制わいせつ、過失運転致死傷等の事件の被害者等の方は、裁判所の許可を得

た上で、「被害者参加人」として、刑事裁判に参加することができます。

- ・ 具体的には、公判期日に、法廷で検察官席の隣等に着席し、裁判に出席すること
- ・ 証拠調べの請求や論告・求刑等の検察官の訴訟活動に関して、意見を述べたり、説明を求めること
- ・ 証人を尋問すること（必要性が認められる場合に限る）
- ・ 被告人に質問すること（同上）
- ・ 事実や法律の適用について、法廷で意見を述べること

です。被害者参加人は、被害者参加に際して弁護士に委託して援助を受けることもできます。

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に対し、出廷時の交通費や日当等を国が支給する制度があります（傍聴席で傍聴される場合を除く。）。

#### ○ 被害者参加人のための国選弁護士制度

被害者参加人の資力（現金、預金等の合計額）から、犯罪行為を原因として、弁護士の選定請求の日から6ヶ月以内に支出することが見込まれる治療費等を差し引いた額が200万円未満である場合、裁判所に対し、法テラスを経由して被害者参加弁護士の選定を求めることができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

お問い合わせ先は、30ページをご覧ください。

また、少年犯罪により被害にあわれた方には原則として、

- 審判の開始の決定があった後、裁判所にある少年事件記録の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 殺人・傷害等の故意の犯罪や自動車運転過失致死傷などによって被害にあわれた方は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

お問い合わせ先は、家庭裁判所 30ページをご覧ください。

## 4 福祉、所得税法上の取扱いについて

### (1) 福祉制度

市町	児童扶養手当	母子・父子家庭又は父・母が重度の障がいのある家庭となった方
健康福祉センター	母子・父子福祉資金	母子・父子家庭又は寡婦家庭となった方
	生活保護制度	貯え、資産、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている方

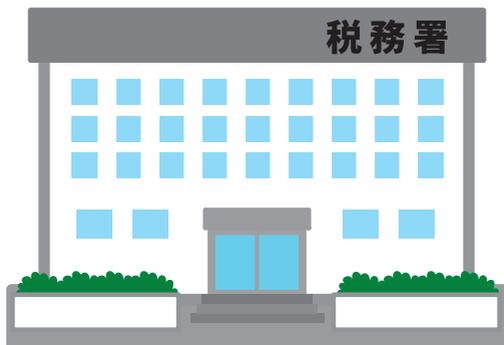
詳しくは、県、市町の福祉相談窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、28 ページをご覧ください。

### (2) 所得税法上の取扱いについて

医療費を支払ったり、身体に障がいを負ったりした方、あるいは配偶者と死別した方などには、「所得控除（医療費控除、障害者控除、寡婦（夫）控除）」が認められる場合があります（担当官庁：税務署）。

※ 詳しくは、税務署にお問い合わせください。お問い合わせ先は、30 ページをご覧ください。



## (3) 奨学金等の援助について

	<p>交通災害等遺児 就学支度金</p> 	<p>交通事故、病死等により保護者を失った遺児が小学校、中学校、高等学校に入学する場合、その遺児を監護し、生計を維持している者に対し支度金を支給します（所得制限あり）。</p> <p>申請期間が決まっていますので、福井県児童家庭課（0776-20-0343）にお問い合わせください。</p>
	<p>私立高校・専修 学校の学費の減 免</p> 	<p>福井県が認可する私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）について、低所得世帯等の生徒に対して、授業料・入学金を減免します。</p> <p>窓口は各学校となります。</p>
福井県	<p>福井県立大学・ 私立専門学校の 学費の減免</p>	<p>福井県立大学や県内の私立の専門学校に通う学生の世帯年収に応じて授業料・入学金を減免します。</p> <p>窓口は各学校となります。</p>
	<p>福井県高校生等 奨学給付金 福井県私立高校 生等奨学給付金</p>  <p>福井県高校生等 私立高校等</p>	<p>高等学校等に通う生徒がいる世帯のうち、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の保護者を対象に、学資支援のための給付金を支給します。</p> <p>窓口は、通学する高等学校等により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県内の高等学校等の場合 各高等学校等</li> <li>・福井県外の国公立高等学校等の場合 福井県教職員課（0776-20-0563）</li> <li>・福井県外の私立高等学校等の場合 福井県大学私学課（0776-20-0248）</li> </ul>
	<p>福井県貸与型奨 学金</p> 	<p>公立、私立高等学校等に通う生徒を対象に、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方を支援するため、修学中の学資の貸与を行います。</p> <p>学校を卒業した後に返還が必要となります。</p> <p>窓口は各学校となります。</p>

<p>独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA (ナスバ))</p> 	<p>中学卒業までの交通遺児や自動車事故による重度後遺障がい者のお子様に対する生活資金の貸付等、下記のような被害者援護事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自動車事故により常時又は随時の介護が必要な重度の後遺障がいが残った方への介護料給付</li> <li>② 自動車事故により重度の後遺障がいが残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成</li> <li>③ 自動車事故による遷延性意識障がい者の治療及び養護を行う療護施設の設置・運営</li> <li>④ 交通遺児又は重度後遺障がい者のお子様に対する生活資金の貸付</li> <li>⑤ 介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付</li> <li>⑥ NASVA (ナスバ) 交通事故被害者ホットライン TEL:0570-000738 IP 電話からは 03-6853-8002 ※土・日・祝日・年末年始を除く 10:00～12:00、13:00～16:00</li> </ul>
<p>公益財団法人交通遺児等育成基金</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通遺児育成基金事業 自動車事故で亡くなられた方の遺児 (16 歳未満) が、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成基金制度」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて運用し、交通遺児が満 19 歳に達するまで育成給付金として支給されます。</li> <li>○ 交通遺児等支援事業 交通事故により生計を支えていた方 (一般的には世帯主) が亡くなられたり、又は重度の後遺障がい (自賠責第 1 級から第 3 級) が残った方などの家庭で生活が困窮しており、かつ、義務教育修了前の子どもがいる家庭を対象に一定の条件の下に、給付として「越年資金」「入学支度金」「進学等支援金」「緊急時見舞金」が支給されます。 TEL:03-5212-4511</li> </ul>
<p>公益財団法人交通遺児育英会</p> 	<p>交通遺児に対する奨学金 (無利子) の貸与事業を行っています。貸与対象は、高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生等です。 TEL:03-3556-0773</p>
<p>公益財団法人日本財団 まごころ奨学金</p> 	<p>保護者又は本人が、理不尽な犯罪 (単独事故以外の交通事故を含む) に遭遇した高校生以上のお子様奨学金を給付します。 TEL:03-6229-5111 月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p>

## 5 公営住宅への優先入居制度

交通事件・事故により、収入がなくなったり、少なくなったりしたため、生活に困っている人や、現在住んでいる住宅又はその付近において犯罪等が行われたためにその住宅に住み続けることが難しくなった人は、公営住宅への入居について優先されることがあります。

詳しくは、県もしくは市町の住宅担当課にお問い合わせください。

## 6 個別労働紛争解決制度

都道府県労働局において、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する事項のトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として、

- 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- 都道府県労働局長による助言・指導
- 紛争調整委員会によるあっせん

をしています。

詳しくは、総合労働相談コーナーにお問い合わせください。

お問い合わせ先は、27 ページをご覧ください。

# V 民事上の損害賠償請求制度について

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、事件・事故にあわれた方は、相手方のほかに自家用自動車の所有者や運送事業者等に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別のものですので、警察が直接関与することができないことをご理解ください。

お問い合わせ先は、26 ページをご覧ください。



# VI 損害賠償請求と保険制度について

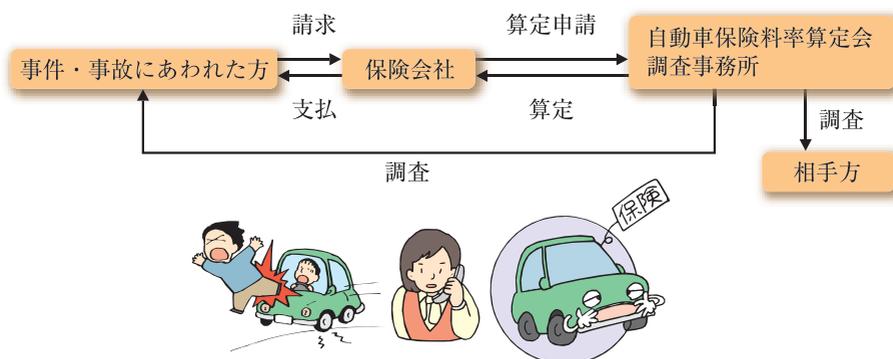
損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく手続ですので、警察は直接関与できませんが、交通事故・事故の補償には、自賠責保険（自賠責共済）と、任意保険の制度があります。

## 1 自賠責保険

事件・事故にあわれた方の保護を図る目的で、車1台ごとに加入が義務付けられている保険です。

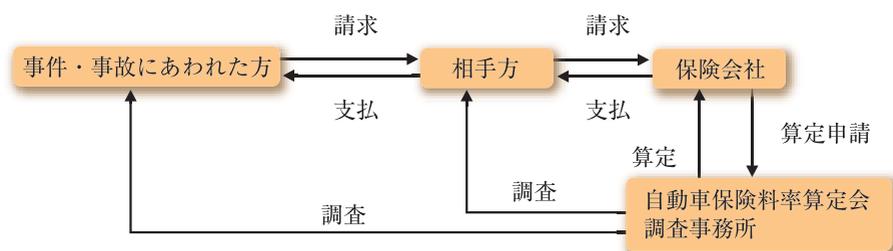
### ○ 被害者請求

事件・事故にあわれた方から、直接、事件・事故の相手方の自動車について契約を締結している自賠責保険会社に対して、損害賠償額の支払いを請求することができます。



### ○ 加害者請求

損害賠償を支払った自動車の所有者や運転者が、契約先（相手方）の自賠責保険会社に対して、損害賠償の支払いを請求します。



### ○ 自賠責保険の損害賠償法定限度額

- ・ 死 亡 → 3,000万円
- ・ 後遺障がい → 75～4,000万円（等級により異なります。）
- ・ 傷 害 → 120万円

## 2 任意保険

自賠責保険（自賠責共済）で補いきれない損害を補償する保険で、自賠責保険と同様に、相手方の損害保険会社等に対して事件・事故にあわれた方から請求することができます。

## 3 自動車損害賠償保障事業について

次のような事件・事故については、自賠責保険（自賠責共済）から救済が受けられない場合がありますが、このような方に対し、政府（国土交通省）が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者等の救済を図るため、損害を補う制度があります。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。
- 事故を起こした相手の車が盗難車で、保険が使えない。

※ 早急に保障金が必要なときは、自動車事故対策機構が保障金の一部立替貸付事業を行っています。

交通事故に関する損害賠償請求方法等については、29ページに記載されている各機関にお問い合わせください。

# VII 相談窓口のいろいろ

## 1 警察の相談窓口

事件・事故にあわれた方からの相談に対し、警察における専門相談窓口を次のとおり紹介しますので参考にしてください。

	所属名	電話番号
警察本部	警察安全相談室	# 9110 0776-26-9110
	交通指導課	0776-22-2880
	福井少年サポートセンターヤングテレホン	0120-783-214 0776-24-4970
	高速道路交通警察隊	0776-41-3440
警察署	福井警察署交通第一課	0776-52-0110
	福井南警察署交通課	0776-34-0110
	大野警察署交通課	0779-65-0110
	勝山警察署交通課	0779-88-0110
	あわら警察署交通課	0776-73-0110
	坂井警察署交通課	0776-66-0110
	坂井西警察署交通課	0776-82-0110
	鯖江警察署交通課	0778-52-0110
	越前警察署交通課	0778-24-0110
	敦賀警察署交通課	0770-25-0110
小浜警察署交通課	0770-56-0110	

- 各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、警察庁犯罪被害者支援室ホームページ <https://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html> をご参照ください。



## 2 警察以外の相談窓口

### ●福井県の窓口

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
交通事故による損害賠償の問題や示談の進め方、保険金の請求等交通事故問題についての相談	福井県交通事故相談所 (福井県庁県民安全課内) 	0776-20-0518 ※面接相談の事前予約もこの番号へ	電話相談 月・火・木・金 (祝日、年末年始を除く) 9:00~16:00
	福井相談会場 福井市 松本3丁目16-10 福井県職員会館4階		面接相談(要予約) 月・火・木・金 (祝日、年末年始を除く) 9:00~16:00
	敦賀相談会場 敦賀市 中央町1丁目7-42 福井県敦賀合同庁舎1階		面接相談(要予約) 火(祝日、年末年始を除く) 10:00~15:30
事件・事故に関する各種相談に対し、関係機関の情報提供、橋渡しを行うなど総合的に対応	福井県犯罪被害者等総合相談窓口(福井県庁県民安全課内) 福井市大手3丁目17-1 	0776-20-0730 <small>おなやみせ</small> ※面接相談の事前予約もこの番号へ	電話相談、面接相談(要予約) 月~金(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15 メール相談 higaisoudan@pref.fukui.lg.jp

### ●犯罪被害、カウンセリング等の相談窓口

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
犯罪被害に関する相談 病院、警察、裁判所等への付添い、カウンセリングなど	公益社団法人福井被害者支援センター 	0120-783-892 <small>なやみ はやくに</small>	電話相談 月~土(祝日・年末年始を除く) 10:00~16:00
			面接相談(臨床心理士による無料カウンセリング) 予約制

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
犯罪被害の相談、事件に対する問い合わせ	福井地方検察庁 被害者ホットライン 	電話、FAX 0776-28-8744	電話相談 月～金（夜間、土・日・祝日は留守番電話をご利用ください） 9:00～17:00 FAX 24時間

## ● 福井県犯罪被害者等支援連絡協議会

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
犯罪被害者や遺族の方の多様なニーズに対応警察のほか、県の機関、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会等により構成しており、必要な場合には関係機関を紹介	福井県犯罪被害者等支援連絡協議会	福井県庁県民安全課 0776-20-0730 警察本部 0776-22-2880	電話相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15

## ● 法律支援に関する相談

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
法律に関する相談 損害賠償請求等についての助言	福井弁護士会 	0776-23-5255	法律相談の予約 月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00 （12:00～13:00を除く）
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介 被害者参加制度の国選弁護士選定請求の受付 民事法律扶助等に関する相談	日本司法支援センター（法テラス） 犯罪被害者支援ダイヤル 	なくことないよ 0120-079714	電話相談 月～土（祝日・年末年始を除く） 月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00

## ●人権・労働問題に関する窓口

相談種別	名称・二次元コード*	電話番号	開設時間等
差別、いじめ、いやがらせ等人権に関する相談	福井地方法務局 みんなの人権110番 	0570-003-1110 <small>せとせとみんなのひやくとうばん</small>	電話・面接相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
個別労働関係紛争をはじめとした労働問題に関する相談	福井労働局 総合労働相談コーナー 	0776-22-3363	電話・面接相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00 （12:00～13:00を除く）
	福井総合労働相談コーナー（福井労働基準監督署内）	0776-91-1686	電話・面接相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 9:45～17:00 （12:00～13:00を除く）
	武生総合労働相談コーナー（武生労働基準監督署内）	0778-23-1440	
	敦賀総合労働相談コーナー（敦賀労働基準監督署内）	0770-22-0745	
	大野総合労働相談コーナー（大野労働基準監督署内）	0779-66-3838	

## ● 福祉に関する相談

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
生活保護のほか高齢者、身体障がい者、知的障がい者、児童、女性、母子家庭などあらゆる福祉に関する問題に総合的に対応	福井県健康福祉センター 		電話・面接相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
	福井健康福祉センター	0776-36-2857	
	坂井健康福祉センター	0776-73-0609	
	奥越健康福祉センター	0779-66-2076	
	丹南健康福祉センター （鯖江市・越前町）	0778-51-0034	
	丹南健康福祉センター （越前市・池田町・南越前町）	0778-22-4135	
	二州健康福祉センター	0770-22-3747	
	若狭健康福祉センター	0770-52-1300	

## ● 各市町犯罪被害者支援相談窓口

福井市 危機管理課	0776-20-5234	永平寺町 防災安全課	0776-61-3951
敦賀市 生活安全課	0770-22-8115	池田町 総務財政課	0778-44-8003
小浜市 生活安全課	0770-64-6007	南越前町 総務課 防災安全室	0778-47-8016
大野市 防災防犯課	0779-64-4800	越前町 防災安全課	0778-34-8721
勝山市 総務課	0779-88-1116	美浜町 総務課	0770-32-6700
鯖江市 市民相談課	0778-53-2204	高浜町 防災安全課	0770-72-7701
あわら市 総務課 防災安全対策室	0776-73-8040	おおい町 防災安全課	0770-77-4054
越前市 市民協働課 ダイバーシティ推進室	0778-22-3293	若狭町 環境安全課 防災対策室	0770-45-9126
坂井市 安全対策課	0776-50-3525		

## ●その他の相談窓口

相談種別	名称・二次元コード*	電話番号	開設時間等
交通事故に関すること	一般社団法人 福井県交通安全協会 	0776-22-0465	電話相談 月～金（祝日、年 末年始を除く） 9：00～17:00
自動車保険、保険金請求 手続に関する相談、 保険会社に対する苦情 等	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター ー北陸 	0570-02-2808 全国ナビダイヤル 最寄りのセンター につながります	電話相談 月～金（祝日・年 末年始を除く） 9:15～17:00
自賠償保険金・共済金 の支払い基準等、後遺 障がいの等級認定制度 等に関すること	一般財団法人 自賠償保険・共済紛争 処理機構 	0120-159-700	電話相談 月～金（祝日・年 末年始を除く） 9：00～17:00 （12:00～13:00を 除く）



# VIII 付録

## ● 検察庁

福井地方検察庁 被害者支援室	0776-28-8744
福井地方検察庁 武生支部	0778-22-0945

福井地方検察庁 敦賀支部	0770-22-0062
-----------------	--------------

## ● 裁判所

福井地方裁判所 福井家庭裁判所 福井簡易裁判所	0776-22-5000
福井地方裁判所武生支部 福井家庭裁判所武生支部 武生簡易裁判所	0778-23-0050
福井地方裁判所敦賀支部 福井家庭裁判所敦賀支部 敦賀簡易裁判所	0770-22-0812

大野簡易裁判所	0779-66-2120
福井家庭裁判所小浜出張所 小浜簡易裁判所	0770-52-0003
福井検察審査会	0776-91-5099

## ● 税務署

福井税務署	0776-23-2690
三国税務署	0776-81-3211
大野税務署	0779-66-2180

武生税務署	0778-22-0890
敦賀税務署	0770-22-1010
小浜税務署	0770-52-1008

## ● 公共職業安定所

ハローワーク福井	0776-52-8150
ハローワーク武生	0778-22-4078
ハローワーク大野	0779-66-2408

ハローワーク三国	0776-81-3262
ハローワーク敦賀	0770-22-4220
ハローワーク小浜	0770-52-1260



# 今回、担当させていただきます。

ご不明な点、ご相談等お気軽にご連絡ください。

担当者の名刺を入れて下さい

Memo :

---

---

---

---

